

新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）をパブリックコメントに付すことについて（概要）

平成26年10月
健康福祉部健康づくり課

1 計画策定の趣旨

新型インフルエンザ等の新型の感染症が発生すると、人は免疫をもっていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害や社会経済活動に重大な被害をもたらすことが懸念されます。

このことから平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されました。この措置法は、新型インフルエンザ及び急速なまん延のおそれのある新感染症が発生した場合に国家の危機管理として対応し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定されました。

本市では、特措法の制定以前の平成22年2月に「南相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しましたが、特措法の施行や政府・福島県の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定にともない、国・県との整合性を保ちつつ、市としての対策を推進するため、現在の計画を見直し、新たに市の行動計画を策定するものです。

2 パブリックコメント手続きの概要

・実施期間 平成26年10月15日（水）～11月4日（火）

・公表場所

- （1）南相馬市役所・各区役所 総合案内
- （2）南相馬市健康づくり課
- （3）各生涯学習センター
- （4）南相馬市立図書館

期間内は、市ホームページに同様の資料を掲載。

・意見の提出方法

直接書面、郵便、ファクス、電子メールのいずれかの方法での提出。

・意見の提出先

健康づくり課健康企画係

電話：23-3680 FAX：23-4525

Eメール：kenkodukuri@city.minamisoma.lg.jp

・広報みなみそうまでの実施案内 10月15日号に掲載